

# 登録および競技会に関する細則

## 第1章 目的

第1条 本細則は、全日本大学バスケットボール連盟規約に準じ、本部会規約に基づいて、加盟大学のチームならびに選手の登録および競技会に関する事項を定めることを目的とする。

## 第2章 チームの登録

第2条 同一学校法人の大学であっても、次に示す場合はそれぞれ個々に登録することができる。①4年制大学と短期大学 ②分校 ③医学部 ④薬学部 ⑤歯学部 ⑥獣医学部 ⑦各学部

第3条 同一学校法人における4年制大学と短期大学については、その数だけチーム登録が可能である。但し、選手は複数の大学に重複して登録することはできない、いずれか1つの大学および学部単位の登録とする。

第4条 国公立大学で統廃合が行われた場合、チームおよび選手の登録に関する変更等、4年間を限度として、猶予期間を設ける。当該事例で変更の必要が生じた場合は、部会における審査および承認を得なければならない。

## 第3章 登録手続き

第4条 日本バスケットボール協会に加盟している大学バスケットボール部は、次に定める手順に従って登録を行わなければならない。1) 加盟大学は、「(公財)日本バスケットボール協会」に加盟料と個人登録費を添えて登録の手続きをする。(インターネットを使用して登録する)

## 第4章 登録回数

第5条 1) 選手として登録できる回数は、4年制大学の場合は4回とする。但し、短期大学は2回、医学部、歯学部、獣医学部、6年制薬学部においては、6回とする。

第6条 2) 既に登録歴がある選手が、学籍の移動、新たな入学、編入学、留学等をした場合は、登録歴の回数に継続させるものとする。また、外国の大学で登録していた場合も登録歴の回数に継続させるものとする。

第7条 3) 学生が留年した場合の登録回数については、その理由がナショナルチームとしての選手活動によるものであったときに限り、その活動報告書を事前に理事会へ提出し、理事会の承認を経ってから登録の手続きをすること。

注意：第5条、第6条、第7条は(公財)日本バスケットボール協会に登録する場合

## 第5章 部会競技会への参加

第8条 登録回数は制限なし。(U22部会)

第9条 登録者申請で、はじかれた場合は、U22部会の許可制をもって競技に参加すること。

## 第6章 改廃

第10条 この細則の改廃は、部会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

## 第7章 附則

第11条 設立年月日 昭和62年4月1日

第12条 2021年4月30日に改正、同日より施行する。



